

過去の水害事例と教訓

平成27年10月

国土交通省東北地方整備局

危機管理業務を行う建物等の浸水

過去の水害

- 本庁舎が浸水。浸水後まもなく停電。
- 非常用発電機も水没して機能しなかった。



本庁舎ではフェニックス防災システムが2階、河川監視警報システム端末と非常時専用電話が1階に配置されていたが、1階が浸水したことによって、河川監視警報システム端末や非常時専用電話回線を始め、各種OA機器が水没し、使用不能となった。また、停電したことで、水没を免れた兵庫県衛星通信ネットワークシステム、電話交換機、FAX、コピー機、インターネットサーバー等も使用不可能となった。

本庁舎では浸水後間もなく停電した。フェニックス防災システム用の非常用発電機もCATV用の非常用発電機も水没し機能しなかった。

このため、水没を免れた隣接の体育館からコードリールによって応急的に電源を引き入れることで、FAX兼コピー機、事務所内の一部電灯、電話交換機を復旧するための最低限の電力を確保した。

(佐用町台風第9号災害検証委員会「台風第9号災害検証報告書」より)

教訓

- 水害時の災害対策本部等の機能を確保するため、電力、通信機能等の最低限の機能が確保される必要がある。
- 庁舎が洪水時に浸水するか、浸水する場合は非常用発電機等は上層階等の浸水しない場所に置かれているかを確認し、必要に応じ浸水対策を実施しておく必要がある。

水防資機材の備蓄

過去の水害

○ 市内各地から土のうの要請が入り、備えていた土のうが不足。

○状況

市役所200 袋備蓄、消防署200 袋備蓄、
市職員、可児市建設業協同組合で
1,500 袋作成

○経過

16:15 土のう要請
17:20 消防署に土のう配備要請
17:30 兼山にて消防団土のう対応
18:30 土のうが足りなくなり、作り始める

○検証問題点

- ・土のう作成、運搬に多くの人員が割かれた。
- ・例年の台風に対応できる程度の土のう(200 袋)を用意していたが、はるかに上回る要請があった。



(可児市「7.15集中豪雨災害検証報告書」より)

教訓

○ 水害時に必要となる水防資機材についてはあらかじめ必要な量を想定し準備しておく他、家庭や事業所等の自衛水防のための資器材については各主体に備蓄を推奨することが必要である。

○ 水防用の資機材は十分に備蓄されているかを確認する必要がある。

災害時の通信手段の確保

過去の水害



- 災害対策本部への電話は、全て市役所代表番号から。
→ 電話が集中し、話中の状態。緊急情報等の連絡に支障をきたした。

(宇治市「平成24年8月13日・14日京都府南部地域豪雨にかかる災害対応及び災害復旧計画について」より)

教訓

- 緊急連絡等重要な伝達に支障が生じないよう、電話回線の分離や別の通信手段の確保等により、確実に効率的な伝達手段を確保することが望ましい。
- 災害時の危機管理のために専用で使える通信手段を確保する必要がある。

職員の参集

過去の水害

- 「連絡網が自宅になく、連絡をとるのが遅れた」「携帯電話を枕元においていない」「連絡網が複線化されておらず、伝達に時間がかかった」等で情報伝達がうまくいかないところがあった。

(草津市「平成25年台風18号豪雨災害 災害対応の総括・検証報告書」より)

教訓

- 休日や夜間等における急な天候な変化や水害の発生等に対しても、必要な人員が参集できるよう連絡手段を含めたルールを作成するとともに、各職員に対して周知・徹底される必要がある。
- 職員の参集ルールや連絡網・連絡方法が作成され、職員に対して周知する必要がある。

広報・マスコミとの連携

過去の水害

- 市町村において、未明から明け方にかけては、救出・救助活動等の災害対応のあわただしさから、住民に対する注意喚起のための気象情報の伝達が適時に行われなかったケースがあった。

(熊本県知事公室危機管理防災課「熊本広域大水害の災害対応に係る検証」より)

教訓

- 情報収集や現場対応に忙殺される中で情報発信が後手に回る場合が多いため、広報について責任者や担当部署を設けることにより、業務の確固たる位置づけを行う必要がある。
- 広報に関する責任者が決められているか、広報の内容、タイミング等ルールが決められているかを確認する必要がある。

避難勧告等の発令

過去の水害

- 避難勧告等発令基準が明確でなく意志決定に時間を要したため、避難勧告等の発令が迅速かつ的確に行われなかった。

(7.13新潟豪雨災害・中越大震災検証委員会「7.13新潟豪雨災害・中越大震災検証委員会検証レポート」より)

教訓

- 主観的な判断で、災害の推移を見ながら適切なタイミングで避難勧告等をするのは容易でないため、事前に様々な想定を踏まえ河川水位等客観的な基準を決めておく必要がある。
- 避難勧告や避難指示の発令等の客観的な基準が準備されているかを確認する必要がある。